明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○激甚災害が発生したとき等においてあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（**内閣府**四一）　一

〔告　示〕

○政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**総務**一六二）　二

○令和二年総務省告示第五十六号の一部を訂正する件（**同**一六三）　三

○令和二年総務省告示第七十三号の一部を訂正する件（**同**一六四）　四

○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**一六五）　四

○政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び令和二年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件（**同**一六六）　五

○電気通信番号計画の一部を変更する件（**同**一六七）　五

○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第三項第二号、及び第二条第二項第一号等の規定に基づき、国土交通大臣が指定する道路を指定する件（**国土交通**五九〇）　六

○産業標準化法第四十二条第一項の登録の更新をした認証機関の件（**同**五九一）　六

○十勝飛行場の航空保安無線施設の設置に関する件（**防衛**一〇一）　八

○道路に関する件（**関東地方整備局**一九八）　八

〔国会事項〕

〔皇室事項〕

〔資　料〕

令和二年三月中国際収支状況（速報）及び令和元（平成三十一）年度中国際収支状況（速報）（財務省）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁

第三者所有物の没収、有権者申出方、金融商品取引業者営業保証金取戻し、社会保険労務士懲戒処分、個別労働関係紛争解決手続実施団体の住所の変更、土地改良区役員の退任及び就任（十四番・境川）、境川土地改良区の定款変更の認可関係　九

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生関係　一〇

会社その他

二三〇

府　令

○内閣府令第四十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第四項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十条の規定に基づき、激甚災害が発生したとき等においてあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年五月二十一日　内閣総理大臣　安倍　晋三

激甚災害が発生したとき等においてあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

激甚災害が発生したとき等においてあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第九条第四項の規定に基づき個人番号を利用する際の本人確認） **第二条**　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第九条第四項の規定に基づき個人番号を利用する者（以下「法第九条第四項個人番号利用者」という。）は、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用するために、本人から個人番号の提供を受けるときは、その者から、個人番号カードの提示又は第一号に掲げる書類のいずれか及び第二号に掲げる書類のいずれかの提示を受けなければならない。 一　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの 二　［略］ ［2・3　略］	（法第九条第四項の規定に基づき個人番号を利用する際の本人確認） **第二条**　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第九条第四項の規定に基づき個人番号を利用する者（以下「法第九条第四項個人番号利用者」という。）は、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用するために、本人から個人番号の提供を受けるときは、その者から、個人番号カードの提示又は第一号に掲げる書類のいずれか及び第二号に掲げる書類のいずれかの提示を受けなければならない。 一　通知カード又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの 二　［同上］ ［2・3　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。